

平成26年度 第1回

熊谷市自治基本条例審議会

会 議 資 料

日 時：平成27年1月30日（金）

午前9時30分から

場 所：熊谷市役所 3階 303会議室

平成26年度 第1回 熊谷市自治基本条例審議会 次第

日時：平成27年1月30日（金）午前9時30分

場所：熊谷市役所 3階 303会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 委員の紹介

5 会長・副会長の選出

会長・副会長あいさつ

6 議 事

(1) 自治基本条例の推進状況について

(2) その他

7 閉 会

熊谷市自治基本条例審議会委員名簿

No.	委員区分 (※)	氏 名
1	第1号	山口 雅功
2	第1号	依田 悦代
3	第1号	出浦 尚明
4	第1号	小谷野 操男
5	第1号	上村 悦子
6	第2号	安藤 君子

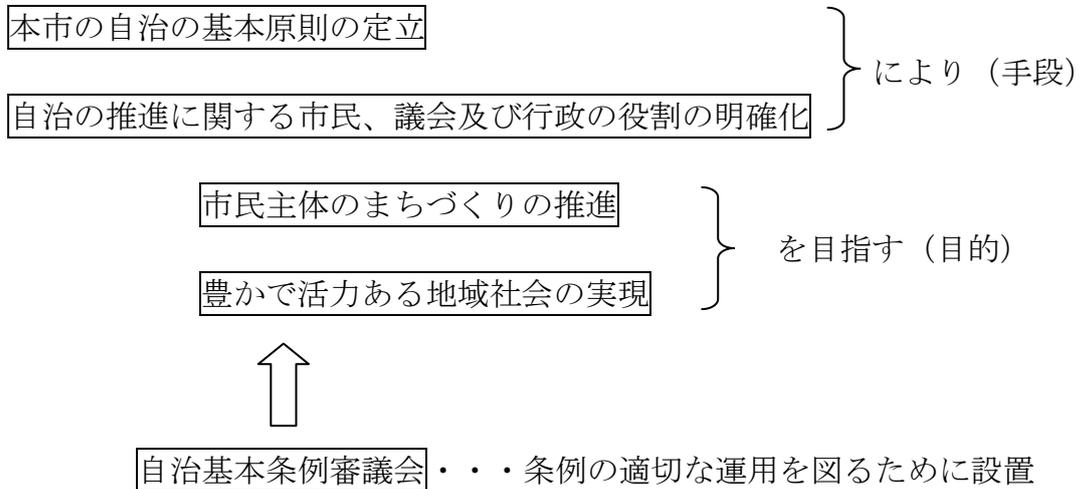
(敬称略)

※ 条例第3条第2項による区分

自治基本条例推進状況検討資料

1 条例の目的（第1条関係）及び審議会の役割（第23条関係）について

(1) 意義



(2) 主な取組

- ア 条例の適切な運用による市民との協働のまちづくりの推進
- イ 各種の成果指標等による推進状況の監視・把握

(3) 成果指標等

※ ○は自治基本条例独自の、◎は総合振興計画と共通の成果指標であることを示す（以下の項目についても同様）。

○自治基本条例を知っている人の割合

○市民参加及び協働の取り組みを知っている人の割合

区 分	H21	H22	H23	H24	H25
設問「熊谷市が「自治基本条例」を制定し、参加と協働のまちづくりを進めていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	15.8%	16.4%	16.6%	22.8%	14.3%
設問「市民参加及び協働の取り組みとして、審議会等の委員の公募や意見公募手続（パブリックコメント）、協働事業提案制度などが行われていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	13.6%	10.1%	14.8%	13.6%	10.7%

※ 市民生活の現状および満足度についてのアンケート調査（平成26年2月実施。アンケート配布数3,000通（市内に在住する18歳以上の男女を無作為に抽出）・回収数1,090通・回収率36.3%）ほかによる。

2 協働の原則（第4条関係）について

(1) 意義

市民と市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進める。

(2) 具体的な取組

協働事業提案制度 市民協働「熊谷の力」事業

(3) 成果指標等

※ 「めざそう値」は現行の総合振興計画後期基本計画における数値である。(以下の項目についても同様)。

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
12 件 (7 件)	6 件 (5 件)	9 件 (6 件)	5 件 (4 件)	7 件 (6 件)	5 件 (5 件)	10 件

※ 提案数（採択数）

(参考1) 平成26年度実施事業一覧（25年度に提案・採択された事業）

事業名	概要
ごみ減量をテーマにした市民手作りの演劇公演事業	究極のリサイクル社会を実現していた江戸時代を舞台に、繰り広げられる節約模様を落語の話にのせて「はみ出し紙芝居」を実施する。「ゴミに出すなんて、モッタイナイ！」明日からは、貴方の意識が変わります。
くまがや郷土かるた作成事業	熊谷市に関係する内容の、読み札、絵札を市内全児童から募集し郷土かるたを作成する。また、作成に当たっては、小学校での学習に役立てられることも考慮していく。作成したかるたは、子ども会や小学校に配布し活用を促す。希望者には販売もしていく
「さとのそら」消費拡大事業	熊谷産小麦の作付け品種が「農林61号」から「さとのそら」に変更されることに伴い、「さとのそら」を使用した製品を開発し、消費拡大を図る。また、開発に当たっては、高校生と協働することで、熊谷市活性化の新局面を見出す。
市民後見人普及事業	障害者に対する支援で「市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業に市民後見人等の人材の育成、活用を図るための研修」が追加された。認知症高齢者や障害者・一人暮らしの高齢者等が地域で安心安全に暮らすネットワークの一つとして市民後見人の育成と支援が必要と考え、市民後見人養成講座を開催する。
荒川緑地を花と緑でいっぱい事業	荒川大橋下流にある「市民いきいき広場」の雑草地を、極一部であるが花壇化に取り組んでいる。今後、広場周辺の除草と花壇の整備をするとともに、傷んだ芝グラウンドの整備を利用団体と一緒に整備する。
小学生から考える「生命（いのち）」の授業～サイバーが語るがん教育～	発達段階を踏まえたがん教育（小学校から高校、大学）の授業を通じて、がんに関する正しい知識をもち、がんは誰もがかかりうる病気として捉え、「いのち」の大切さ、身近にいるがん患者、家族に対する思いやりの気持ち等を醸成する。第5回記念ピンクリボンデーinくまがやの開催

(参考2) 平成27年度実施予定事業一覧 (26年度に提案・採択された事業)

事業名	概要
バリアフリーマップ作成事業	バリアフリー基本構想の重点整備地区を対象に、学生が主体となり小売店、飲食店、道路、歩道、信号機等を調査し、地域に密着したバリアフリーマップを作成する。マップにより街の情報を提供することで、にぎわいの創出やバリアフリー意識の高い街の形成の一助となる
ありがとう券による介護支援ボランティア活動促進事業	市内介護施設等にボランティアニーズ調査及び参加する施設の募集を行う。施設、大学、社協、市、協力店、ボランティア等で連絡会を開催し、ボランティアや事業促進のための情報交換等を行う。事業及び協力店をPRするチラシやステッカーを作成し広報することで事業を推進して行く。
村岡地域文化遺産保存事業	板石塔婆周辺の除草及び植栽による緑化対策を行うとともに、茶臼塚にかかる文化財や観音堂に保存されている仏像等の調査を行う。また、文化財の説明板や案内板を設置する。その他、地域に現存する歴史的、文化的価値あるものの調査、保存活動を進め、地域住民へ広報する。
熊谷歌舞伎の後継者育成事業in重要文化財「平山家住宅」	小中学生を対象に、熊谷歌舞伎後継者の育成と演目保存のため、年間を通して伝習を実施する。小中学生を中心に熊谷歌舞伎を「平山家住宅」で実施する。準備、企画運営は、地域住民と当たる。このことにより、重要文化財である「平山家住宅」の情報を更に発信するとともに、文化財建造物の啓発を行う。
想いが伝わる熊谷小麦の物語事業	郷土の偉人である、麦王・権田愛三の生涯を通して、郷土熊谷、熊谷の小麦、熊谷の農業に関心をもってもらうために、特に小学生向けの紙芝居を作成し、市内の小学校で地域食育の教材として利用してもらう。

3 情報共有の原則（第5条関係）及び情報の提供（第16条関係）について

(1) 意義

ア 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有する。

イ 市は、市政に関する情報を、分かりやすく適切に提供するよう努める。

(2) 具体的な取組

ア 市報くまがやの発行

イ 市ホームページの運営

ウ 地域ポータルサイト（あついぞ.com）の運営

エ 企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）の運営

オ 情報公開条例による情報の公開

(3) 成果指標等

◎「市報くまがや」に満足している市民の割合

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	めざそう値
設問「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していますか」に「はい」と回答した人の割合	69.4%	79.4%	66.5%	72.3%	69.9%	80%

※ 前掲のアンケート調査による。

◎ホームページのアクセス数（単位：件数）

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
1,174,509	1,338,781	1,443,241	1,739,963	1,820,118	931,747	150,000

◎地域ポータルサイト（あついぞ.com）のアクセス数（単位：件数）

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
653,120	1,038,398	1,244,982	1,291,409	1,045,312	482,924	120,000

◎企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）のアクセス数（単位：件数）

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
15,749	14,820	29,227	31,881	90,977	60,313	—

(参考) 情報公開制度の実施状況（単位：件数）

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	
請求・申出	97	70	90	71	112	
処 理 結 果	全部公開	25	27	55	27	33
	一部公開	33	64	30	42	62
	非公開	55	4	4	11	9
	合計	113	95	89	80	104

※ 1件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、請求・申出と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

4 市民参加及び協働の推進（第13条関係）について

(1) 意義

- ア 市は、市民参加・協働によるまちづくり推進に努め、その体制を整備する。
- イ 市は、政策形成過程への市民の主体的参画の実現に努める。
- ウ 市は、情報の提供、相談等により市民との連携を図る。

(2) 具体的な取組

- ア 市民活動支援センターの運営
- イ 熊谷市民公益活動促進事業「はじめての一步助成金」の交付
- ウ 公園サポーター制度の活用

(3) 成果指標等

◎市内のNPO法人の数

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
52 法人	56 法人	62 法人	67 法人	71 法人	73 法人	75 法人

◎市民活動団体の登録数

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
74 団体	80 団体	83 団体	86 団体	87 団体	88 団体	100 団体

◎市民活動講座への参加者数

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
58 人	162 人	231 人	350 人	388 人	57 人	480 人

○市民活動支援センターに登録している利用団体数

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
102 団体	115 団体	143 団体	159 団体	174 団体	184 団体	—

○「はじめての一步助成金」の交付件数

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
7 件	10 件	4 件	6 件	7 件	5 件	—

◎公園サポーター制度を導入している割合

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
67%	68%	68%	69%	69%	69%	80%

5 審議会等の委員の選任（第14条関係）について

(1) 意義

市は、委員の一部の公募に努め、男女の均衡等委員の構成に配慮する。

(2) 具体的な取組

ア 各種審議会等での公募委員の委嘱

イ 審議会の委員への女性登用の推進

(3) 成果指標等

◎各種審議会への女性の登用率

H21	H22	H23	H24	H25	H26	めざそう値
24.5%	26.3%	26.3%	25.3%	27.3%	27.3%	40%

※ 「各種審議会」とは、行政委員会及び法律・条例設置の附属機関を指す。また、「登用率」とは、女性委員数を委員総数で除した数をいう（対象年度の4月1日現在）。

○附属機関である審議会等における委員公募及び女性登用の状況

（括弧内は全体に対する割合）

区分		H21	H22	H23	H24	H25
公募	機関数	16 機関 (38.1%)	18 機関 (39.1%)	13 機関 (33.3%)	16 機関 (37.2%)	18 機関 (40.9%)
	委員数	59 人 (11.8%)	61 人 (11.3%)	52 人 (11.4%)	61 人 (12.0%)	60 人 (11.3%)
女性	機関数	36 機関 (85.7%)	38 機関 (82.6%)	29 機関 (74.4%)	35 機関 (81.4%)	36 機関 (81.8%)
	委員数	123 人 (24.6%)	139 人 (25.8%)	105 人 (23.1%)	130 人 (25.6%)	136 人 (25.7%)
全体	機関数	42 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)	39 機関 (100.0%)	43 機関 (100.0%)	44 機関 (100.0%)
	委員数	499 人 (100.0%)	539 人 (100.0%)	455 人 (100.0%)	507 人 (100.0%)	530 人 (100.0%)

※ 全体は、休止中の附属機関を除いた数

◎男女共同参画が進んでいると思う市民の割合

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	めざそう値
設問「普段の生活の中で男女共同参画が進んでいると思いますか」に「はい」と回答した人の割合	48.6%	44.1%	45.9%	40.9%	40.6%	55%

※ 前掲のアンケート調査による。

6 コミュニティ（第15条関係）について

(1) 意義

ア 市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的なコミュニティ活動への参加に努める。

イ 市は、コミュニティの育成を図り、その活動を支援する。

(2) 具体的な取組

ア 市民まごころ運動推進事業（校区連絡会へ活動推進奨励金を交付）

イ 地域づくり応援事業（多世代参加型の事業に報奨金を支給）

ウ 自治会活動推進事業（自治会連合会に交付金、新任自治会長等の研修など）

(3) 成果指標等

○自治会加入率

地区	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (4/1 現在)
熊谷	75.0%	75.1%	74.6%	74.2%	75.1%	74.2%
大里	78.4%	77.3%	77.5%	77.1%	77.2%	76.6%
妻沼	85.3%	85.5%	85.2%	85.0%	83.9%	85.4%
江南	74.7%	74.2%	73.8%	74.4%	74.5%	73.6%
全体	76.4%	76.4%	75.9%	75.6%	76.2%	75.6%

○市民活動保険登録団体数

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)	めざそう値
895 団体	972 団体	1,053 団体	1,087 団体	1,120 団体	1,140 団体	1,200 団体

○地域コミュニティ活動に参加したことの市民の割合

設 問	H21	H22	H23	H24	H25	めざそう値
設問「自治会活動や、小学校区連絡会などが行っている地域活動に参加していますか」に「はい」と回答した人の割合	34.7%	16.9%	35.7%	48.8%	50.6%	50%

※ 前掲のアンケート調査による。

7 個人情報の保護（第17条関係）について

(1) 意義

市は、個人情報を適正に管理する。

(2) 具体的な取組

ア 個人情報保護条例による適正な取扱い

イ 情報セキュリティポリシーによるセキュリティ対策

(3) 成果指標等

(参考) 個人情報保護制度の実施状況（単位：件数）

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	
開 示	受付	13	16	12	29	42	
	処 理 結 果	全部開示	6	8	9	12	14
		部分開示	2	7	4	11	21
		不開示	4	2	1	7	16
		合計	12	17	14	30	51
訂 正 等	受付	0	1	0	1	0	
	処 理 結 果	訂正	0	0	0	0	0
		削除	0	0	0	0	0
		目的外利用等の中止	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0

※ 1件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、受付と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

※ 平成22及び24年度の訂正請求各1件については、当該自己情報を誤りとする十分な理由が認められなかったことから、不訂正の決定がなされている。

8 説明責任（第18条関係）について

(1) 意義

市は、政策形成過程について、市民に分かりやすく説明するよう努める。

(2) 具体的な取組

ア 審議会等の会議の公開

イ 会議概要の公開

(3) 成果指標等

○附属機関である審議会等の**会議**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H21	H22	H23	H24	H25
公開	18 機関 (42.8%)	24 機関 (52.2%)	21 機関 (53.8%)	25 機関 (58.2%)	23 機関 (52.3%)
一部非公開	6 機関 (14.3%)	5 機関 (10.9%)	2 機関 (5.1%)	4 機関 (9.3%)	3 機関 (6.8%)
非公開	11 機関 (26.2%)	13 機関 (28.2%)	12 機関 (30.8%)	13 機関 (30.2%)	13 機関 (29.5%)
未決定	7 機関 (16.7%)	4 機関 (8.7%)	4 機関 (10.3%)	1 機関 (2.3%)	5 機関 (11.4%)
全体	42 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)	39 機関 (100.0%)	43 機関 (100.0%)	44 機関 (100.0%)

※ 全体は、休止中の附属機関を除いた数

○附属機関である審議会等の**会議概要**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H21	H22	H23	H24	H25
公開	18 機関 (42.9%)	26 機関 (56.5%)	22 機関 (56.4%)	27 機関 (62.8%)	25 機関 (56.8%)
一部非公開	9 機関 (21.4%)	8 機関 (17.4%)	6 機関 (15.4%)	6 機関 (14.0%)	5 機関 (11.4%)
非公開	7 機関 (16.7%)	5 機関 (10.9%)	4 機関 (10.3%)	9 機関 (20.9%)	7 機関 (15.9%)
未決定	8 機関 (19.0%)	7 機関 (15.2%)	7 機関 (17.9%)	1 機関 (2.3%)	7 機関 (15.9%)
全体	42 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)	39 機関 (100.0%)	43 機関 (100.0%)	44 機関 (100.0%)

※ 全体は、休止中の附属機関を除いた数

(参考) 一部非公開又は非公開とした場合の理由 (H25・複数回答)

理 由	機関数
法令又は条例(規則及び規程を含む。)の規定により、会議が非公開とされているため	8
熊谷市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うため	4
公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるため	4

9 応答責任（第19条関係）について

(1) 意義

市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して、速やかに、かつ、誠実に応答するよう努める。

(2) 具体的な取組

ア ハートフル・ミーティングの実施

イ 「市長へのメール・手紙」への返信

(3) 成果指標等

○ハートフル・ミーティングの実施状況

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)
実施回数	19回	20回	20回	19回	16回	9回
意見の数	294件	263件	258件	215件	193件	113件

○「市長へのメール・手紙」の受信状況（単位：件数）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)
メール	219	279	342	243	185	128
手紙	210	207	165	130	100	41
合計	429	486	507	373	285	169

※ 原則として、返信を希望し、かつ、返信可能なものは、全て返信している。

10 意見公募手続（第20条関係）について

(1) 意義

市は、重要な条例の制定・計画の策定等に当たって、意見公募手続の実施に努める。

(2) 具体的な取組

熊谷市意見公募（パブリックコメント）手続の実施

(3) 成果指標等

○意見公募手続の実施状況

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (9/30 現在)
手続の実施件数	5 手続	4 手続	4 手続	4 手続	9 手続	2 手続
意見等の件数	13 件	117 件	107 件	110 件	30 件	0 件
1 手続当たりの 意見等の件数	2.6 件	29.3 件	26.8 件	27.5 件	3.3 件	0 件

(参考) 計画策定等に対する意見公募の状況（平成 25 年度）

No.	件名	意見の 提出者数	意見の件数
1	健康熊谷 21	1	1
2	熊谷市第 2 次健康増進計画	5	13
3	熊谷市バリアフリー基本構想	0	0
4	第 2 次熊谷市行政改革大綱	0	0
5	熊谷市情報化推進計画「e-くまがや ICT 推進プラン 2」	0	0
6	くまがや男女共同参画推進プラン(改訂版)	0	0
7	第 2 次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画	1	5
8	熊谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改訂版)	3	11
9	熊谷市環境基本計画(改訂版)	0	0
	合 計	10 人	30 件

(参考) 計画策定等に対する意見公募の状況（平成 26 年度 9 月 30 日現在）

No.	件名	意見の 提出者数	意見の件数
1	熊谷市いじめの防止等のための基本的な方針	0	0
2	熊谷市火災予防条例(改正案)	0	0
	合 計	0 人	0 件

11 都市経営（第21条関係）について

(1) 意義

- ア 市長は、行政組織の簡素化と健全な財政運営に努める。
- イ 市長は、市民の負担の適正化を図るよう努める。

(2) 具体的な取組

熊谷市行政改革大綱に基づく行政改革の取組

(3) 成果指標等

◎一人あたりの市債残高

H21	H22	H23	H24	H25	めざそう値
436,494 円	417,964 円	405,943 円	391,895 円	377,755 円	380,000 円

※ 「市債残高」は、一般会計、特別会計及び水道事業の各年度末における市債残高の合計額を翌年度初日の住民人口（外国人を除く。）で除したものの

◎市税の納税率

区分	H21	H22	H23	H24	H25	めざそう値
現年度分	97.51%	97.85%	98.23%	98.50%	98.52%	—
過年度分	20.76%	20.04%	20.71%	21.83%	25.19%	—
全体	90.85%	91.25%	91.91%	92.81%	93.78%	94%
県内順位	23 位	23 位	20 位	18 位	16 位	—

※ 「市税」とは、市民税（個人・法人）、固定資産税、国有資産等所在市町村交付金、軽自動車税、市たばこ税及び都市計画税をいう（国民健康保険税を除く。）。「県内順位」は、さいたま市を含めた埼玉県内の市の中での順位。市の数は、平成 23 年度以外は 40 市、23 年度は 39 市

◎自主財源比率（金額の単位：千円）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	めざそう値
自主財源	43,318,989	39,015,013	40,312,248	40,345,942	39,169,159	—
歳入合計	63,593,260	63,161,445	66,211,621	65,161,820	63,307,280	—
自主財源比率	68.1%	61.8%	60.9%	61.9%	61.9%	68%

※ 「自主財源」とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

12 行政評価（第22条関係）について

- (1) 意義
行政評価を実施し、その結果を公表
- (2) 具体的な取組
行政評価システムにより、事務事業評価を実施
- (3) 成果指標等

(参考) 事務事業評価の状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H21	H22	H23	H24	H25
継続	497 事業 (80.3%)	493 事業 (77.0%)	492 事業 (79.1%)	506 事業 (85.0%)	497 事業 (84.5%)
改善	52 事業 (8.4%)	48 事業 (7.5%)	24 事業 (3.9%)	12 事業 (2.0%)	14 事業 (2.4%)
拡大	5 事業 (0.8%)	13 事業 (2.1%)	8 事業 (1.3%)	14 事業 (2.4%)	13 事業 (2.2%)
縮小	9 事業 (1.5%)	18 事業 (2.8%)	12 事業 (1.9%)	6 事業 (1.0%)	7 事業 (1.2%)
完了	56 事業 (9.0%)	68 事業 (10.6%)	86 事業 (13.8%)	57 事業 (9.6%)	57 事業 (9.7%)
合計	619 事業 (100.0%)	640 事業 (100.0%)	622 事業 (100.0%)	595 事業 (100.0%)	588 事業 (100.0%)

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本原則（第3条―第5条）
- 第3章 市民の権利及び責務（第6条―第8条）
- 第4章 議会の責務（第9条・第10条）
- 第5章 市長及び職員の責務（第11条・第12条）
- 第6章 参加及び協働（第13条―第15条）
- 第7章 市政運営（第16条―第22条）
- 第8章 自治基本条例審議会の設置（第23条）
- 第9章 条例の位置付け等（第24条・第25条）

附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあつて、未来を^{おも}思い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よつて、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もつて豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。
- (2) 事業者 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。
- (3) まちづくり 住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。
- (4) 協働 まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。
- (5) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第2章 基本原則

（市民参加の原則）

第3条 まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

(協働の原則)

第4条 市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

(情報共有の原則)

第5条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

2 市民は、市政に関する情報を知ることができます。

(市民の責務)

第7条 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。

3 市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

第4章 議会の責務

(議会の責務)

第9条 議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第10条 議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

2 議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第5章 市長及び職員の責務

(市長の責務)

第11条 市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

2 市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

(職員の責務)

第12条 職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽^{さん}に努め、誠実かつ公正に職務を行います。

2 職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第6章 参加及び協働

(市民参加及び協働の推進)

第13条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

2 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

3 市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を

図ります。

(審議会等の委員の選任)

第14条 市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

(コミュニティ)

第15条 市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。

2 市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第7章 市政運営

(情報の提供)

第16条 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

(個人情報の保護)

第17条 市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

(説明責任)

第18条 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

(応答責任)

第19条 市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。

(意見公募手続)

第20条 市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

(都市経営)

第21条 市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

2 市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

(行政評価)

第22条 市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

2 市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第8章 自治基本条例審議会の設置

(自治基本条例審議会の設置)

第23条 この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

2 熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第9章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第24条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

(条例の見直し)

第25条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行します。

(趣旨)

第1条 この条例は、熊谷市自治基本条例（平成19年条例第30号）第23条第2項の規定に基づき、熊谷市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、熊谷市自治基本条例の推進について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するとともに、必要に応じ建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。